

# アンゴラ国際平和協力隊の設置等

## に関する政令

平成四年九月十一日  
政令第二百九十四号

アンゴラ国際平和協力隊の設置等に関する政令をここに公布する。

### アンゴラ国際平和協力隊の設置等に関する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五条第八項、第十六条第一項及び第十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

#### （国際平和協力隊の設置）

第一条 国際平和協力本部に、アンゴラにおける国際連合平和維持活動に協力するため国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（以下「法」という。）（第三条第三号トに掲げる業務に係る法律）（以下「法」という。）（第三条第三号トに掲げる業務を行う国際平和協力業務及び法第四条第二項第三号に掲げる事務を行う組織として、平成四年十月十日までの間、アンゴラ国際平和協力隊（以下「協力隊」という。）を置く。

2 国際平和協力本部長（以下「本部長」という。）は、協力隊の隊

員のうち一人を隊長として指名し、本部長の定めるところにより隊務を掌理させる。

#### （国際平和協力手当）

第二条 アンゴラにおける国際連合平和維持活動に協力するために行われる国際平和協力業務については、これに従事する協力隊の隊員に、この条の定めるところに従い、法第十六条第一項に規定する国際平和協力手当（以下「手当」という。）を支給する。

2 手当は、国際平和協力業務に従事した日一日につき、別表の中欄に掲げる区分に依り、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

3 前項に定めるもののほか、手当の支給に関しては、一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づく特殊勤務手当の支給の例による。

#### （定員）

第三条 協力隊の隊員の法第十九条に規定する定員は、二人とする。

#### 附則

#### （施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

#### （国家公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第二条 国家公務員等共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百

七号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項に次の一号を加える。

五 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)の規定に基づき国際平和協力手当

別表(第一条関係)

一	ルアンダ市の区域以外のアンゴラ内の地域において、法第三条第二号トに掲げる業務(著しく困難な業務として本部長が定める業務に限る。)に係る国際平和協力業務を行う場合	一万六千円
二	一の項に規定する地域において、法第三条第二号トに掲げる業務(一の項に規定する業務を除く。)に係る国際平和協力業務を行う場合	一万二千円
三	ルアンダ市の区域において、法第三条第二号トに掲げる業務に係る国際平和協力業務を行う場合	八千円